

国際公会計基準審議会（IPSASB）会議報告

2020 年 6 月・7 月 パーチャル会議

IPSASB テクニカル・アドバイザー 公認会計士 露谷竹生 ふきやたけお

決定事項の概略

（6 月会議）

議案	プロジェクト	会議前までの状況	今回会議での討議・決定事項	頁
4	リース	IFRS 第 16 号に沿った ED を開発するプロジェクトを次の二つのフェーズに分ける	基準開発の方向性に関する議論や重要な決定事項を説明する BC セクションの文案を検討した。	5
12		1 一般的な貸手・借手のガイダンス 2 コンセSSIONナリー・リース等	新 ED の構成は IFRS 第 16 号に整合させる。第 2 フェーズの事前調査用に質問書（RFI）を作り、新 ED と同時に公表する	5
5	測定	—	測定と概念フレームワークの見直しの両方に関係する論点を検討	6
6	概念フレームワーク	プロジェクト概要書を承認	測定ヒエラルキーと測定基礎を検討	6
7	測定	CP に対するコメントの詳細分析	測定ガイダンスの配置、現行 IPSAS の中で公正価値が使用されている規定についての取扱い等を検討	7
8	有形固定資産	—		9
9	インフラ資産	論点分析用のフローチャートを検討 定義、減価償却、予備部材及び撤去費用の会計処理を分析	遺産資産、インフラ資産それぞれの特徴、及び特徴に関するガイダンスの配置を検討	9
10	遺産	遺産資産の認識、減価償却、減損の取扱いを検討	IPSAS 第 17 号の範囲規定の修正と、遺産資産とインフラ資産の支配に関する共通論点の検討	10
11	売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業	プロジェクト概要書を検討	プロジェクト概要書を承認、公正価値に関する開示規定の追加を検討	11

(7月会議)

No.	プロジェクト	会議前までの状況	今回会議での討議・決定事項	頁
1	公的部門特有の金融商品	ED 第 69 号を公表	ED 第 69 号に寄せられたコメントの分析と対応方針を検討した。	11
2	有形固定資産	測定、インフラ資産、遺産に共通する論点を検討	インフラ資産の上下の土地の支配、遺産の減価償却について検討	12

(注) IPSAS (International Public Sector Accounting Standard) : 国際公会計基準

IFRS (International Financial Reporting Standard) : 国際財務報告基準

ED (Exposure Draft) : 公開草案

CP (Consultation Paper) : コンサルテーション・ペーパー

(注意)

本報告記事は、IPSASB の 2020 年 6 月会議及び 7 月会議の主要論点別にまとめている。アジェンダ・ペーパー（議題文書）の番号順（上表「No.」）には必ずしもなっておらず、「会計・監査ジャーナル」2020 年 11 月号の掲載記事とも構成が異なる場合がある。

IPSASB 会議のアジェンダ・ペーパー及びプレゼンテーション資料等は、IPSASB ウェブサイト (<https://www.ipsasb.org/meetings>) から入手できる。詳しくは原文資料を参照されたい。

1. 全般的事項

2020 年 6 月の IPSASB 会議は、2020 年 6 月 4 日、23 日から 26 日、30 日の合計 6 日に分けて、初の完全バーチャル形式で開催された。続く 7 月 28 日の会議もバーチャル形式で行われた。7 月の会議は進捗確認会議（Check-in meeting）と呼称し、6 月の定例会議とは区別している。

6 月会議の参加者は、17 名のボードメンバー¹（韓国は欠席）に加え、テクニカル・アドバイザー、招待オブザーバー及び事務局を合わせて約 50 名であった。

今回は、特に測定関連のプロジェクトについて多くの時間を割いて議論した。また、「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」のプロジェクト概要書を承認した。

第 3 四半期の会議は、2020 年 9 月と 10 月に、バーチャル形式で開催される予定である。

2. 作業計画（6月会議 アジェンダ3）

(1) 2020 年 3 月会議後の変更点の説明（会議初日）

2020 年 3 月会議の決定や Covid-19 の感染拡大を反映し、様々なプロジェクトに変更が生じている（次表参照）。IPSASB は当該修正を反映した議案書の作業計画案に同意した。

¹ 現メンバー18名の出身国は、イギリス（3名）、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ、フランス、フィリピン、韓国、タンザニア、カナダ、パナマ、ナイジェリア、スリランカ、オーストリア、米国、ブラジル、スイスである。

プロジェクト	変更点など
全体	中期計画期間に合わせて、計画表の表示を 2023 年まで延ばす
測定、遺産、インフラ	公開草案承認予定を 2020 年 9 月から 12 月に延期
天然資源、概念フレームワークの限定的な見直し	2020 年 3 月にプロジェクト概要書が承認されたので、計画表に追記した
売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業	2020 年 3 月にプロジェクトを追加する合意が得られたので、計画表に追記した（プロジェクト概要書は 6 月会議で継続審議）
IPSAS の改善 2020	2020 年は中止し、2021 年に延期
天然資源	初回を 2020 年 9 月に延期
公的部門特有の金融商品	ED コメントの回答の検討は、7 月 28 日の会議で行う
作業計画の中間見直し	初回を 2020 年 12 月に延期
収益、移転費用	ED 第 70 号から第 72 号のコメント期限を 2020 年 9 月 15 日から 11 月 1 日に延期

さらに、2022 年 1 月 1 日を発効日とする公表済みの基準書、すなわち IPSAS 第 41 号「金融商品」、IPSAS 第 42 号「社会給付」、及び関連する IPSAS 基準書の改訂について、発効日を 1 年延期して 2023 年 1 月 1 日とすることが提案された。IPSASB はこれに同意し、公開草案を開発して 6 月 30 日の会議にて承認を目指すこととした（後述(3)も参照されたい）。

2020 年 9 月に開催予定であった公的部門の基準設定主体フォーラム² は、Covid-19 の影響により、2021 年 9 月に延期された。2020 年 9 月の IPSASB 会議は、バーチャル形式で開催することが合意された。

(2) 6 月会議の議論に基づく作業計画の修正（6 月 30 日）

6 月会議の議論の結果を踏まえて、作業計画表に以下の修正を行うことに同意した。

公開草案「IPSAS 第 5 号「借入コスト」の修正」を追加
公開草案「Covid-19：発効日延期」を追加
「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」の完成予定時期を変更
2020 年中に承認予定の公開草案の番号を次のように変更（本記事の他の箇所では、アジェンダ・ペーパーに合わせて修正前の番号で表記しているので留意されたい） ・ ED 第 73 号 COVID-19：発効日の延期 ・ ED 第 74 号 IPSAS 第 5 号「借入コスト」の修正 ・ ED 第 75 号 リース ・ ED 第 76 号 概念フレームワークの限定的な更新 ・ ED 第 77 号 測定 ・ ED 第 78 号 IPSAS 第 17 号の更新／遺産資産／インフラ資産

² Public Sector Standards Setters Forum

(3) ED 第 73 号の承認（6 月 30 日）

Ross 事務局長が ED 第 73 号「COVID - 19：発効日の延期」の草稿を説明した。（当該草稿は会議中に提案されたため、ウェブサイト上には掲載されていない。）続いて投票を行い、賛成 17、欠席 1 で承認した。コメント期間は 30 日間。その後、ED 第 73 号は 7 月 15 日に公表された。

(4) 各プロジェクトの進捗等（2019 年～2023 年の現中期計画期間）

プロジェクト	CP 承認	ED 承認	最終文書	
			承認	公表
社会給付 (IPSAS 第 42 号)	2015/06	2017/09 ED63	2018/12	2019/01
年次改善 2018 の第 2 弾 (IPSAS 第 36 号及び IPSAS 第 41 号の改訂)	—	2018/03 ED66	2018/12	2019/01
非交換費用 (集合サービス及び個別サービス：IPSAS 第 19 号の改訂)	2017/06	2018/12 ED67	2019/09	2020/01
IPSAS の改善 2019	—	2019/06 ED68	2019/12	2020/01
公的部門特有の金融商品 IPSAS 第 41 号「金融商品」を改訂する	2016/06	2019/06 ED69	2020/09	
履行義務のある収益 IFRS 第 15 号に相当する基準書を開発中	2017/06	2019/12 ED70	2021/09	
履行義務のない収益 IPSAS 第 23 号「非交換取引による収益」をベースとして履行義務概念を導入した基準書を開発中	2017/06	2019/12 ED71	2021/09	
移転費用 補助金や税金の費用を扱う基準書を開発中 履行義務の有無によって収益同様に整理する	2017/06	2019/12 ED72	2021/09	
売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業 IFRS 第 5 号に相当する基準書を開発中	—	2020/09	2021/12	
リース ED 第 64 号は基準化に至らず、IFRS 第 16 号をベースとする新 ED を開発中	—	2017/12 ED64 2020/12	2022/03	
遺産 (IPSAS 第 17 号の改訂)	2017/03	2020/12	2022/06	
インフラ資産 (IPSAS 第 17 号の改訂)	—	2020/12	2022/06	
測定	2019/03	2020/12	2022/06	

概念フレームワークの限定的な見直し	2019/03	2020/12	2022/06	
-------------------	---------	---------	---------	--

(注) 2020 年 6 月会議開始時点。網掛け部分は承認済みまたは公表済み。

3. リース — 結論の根拠の草稿（6 月会議 アジェンダ 4）

(1) リース・プロジェクトの説明

IPSASB のリース・プロジェクトは、IFRS 第 16 号「リース」の公表を受けて、現行の IPSAS 第 13 号「リース」を改訂することを目的としている。公的部門固有のプロジェクトではなく、IFRS との整合性確保を目指すものである。

2018 年 1 月に公開草案第 64 号「リース」³（以下、ED 第 64 号）を公表した。ED 第 64 号は、貸手・借手の双方に使用権モデルを適用することを提案しており、IFRS 第 16 号とは貸手の会計処理が異なっていた。IFRS 第 16 号は、貸手には、廃止された IAS 第 17 号「リース」と同様に、リスク・経済価値モデル（ファイナンス・リース、オペレーティング・リースを区分）を適用している。

ED 第 64 号に寄せられたコメントは、賛成意見が多かったものの、反対意見も 4 割程度と他プロジェクトに比べて多く、意見が分かれていた。その後、議論を重ねた結果、プロジェクトを二つのフェーズに区分し、第 1 フェーズでは一般的な貸手・借手のリース会計を扱い、第 2 フェーズではコンセッショナルリー・リース等の公的部門特有のリースを扱うこととした。

2020 年 3 月会議で、ED 第 64 号に基づく基準開発を断念し、第 1 フェーズでは新しく公開草案を開発すること、IFRS 第 16 号と同様に借手は使用権モデル、貸手はリスク経済価値モデルを適用すること、という大方針が決定された。公開草案を再度公表し、関係者の意見を募ることとなる。

(2) 今回の会議（第 1 フェーズ関連）

新 ED「リース」の「結論の根拠」（BC セクション）の草稿を検討した。草稿の内容は、プロジェクトの戦略的な方向性に関する検討経緯と、主要な決定事項の説明である。

次回の 2020 年 9 月会議に、CAG による助言など、会議中に指摘のあった事項について事務局にて追記・修正を行い、再提出することが指示された。

4. リース — IFRS 第 16 号と同様の基準（6 月会議 アジェンダ 12）

(1) リース・プロジェクトの説明

本稿 3. (1)を参照されたい。

(2) 今回の会議

2020 年 3 月会議で、第 1 フェーズでは公開草案を再度開発し、IFRS 第 16 号と同様に借手は使用権モデル、貸手はリスク経済価値モデルを適用する大方針が決定された。この決定を踏まえて、今回の 2020 年 6 月会議では、新 ED の具体的な開発プロセスと、新 ED と同時に公表する予定の、第 2 フ

³ 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）公開草案第 64 号「リース」の解説 | 日本公認会計士協会](#)

ューズの予備調査となる「情報提供の要請書（RFI⁴）」の開発方法、RFIに含めるべき質問項目の種類などを議論した。

(3) 主な決定事項（第1フェーズ関連）

- 新EDの構成をIFRS第16号と整合させる。（アジェンダ12.2.1の付録A）
- IFRS第16号のガイダンスの多くを、新EDで準用する（アジェンダ12.2.1の付録A）
- ED第64号「リース」で提案していた借手の会計処理はIFRS第16号に準拠しているので、そのまま新EDに取り込む。ただし、ED第64号に寄せられたコメントを考慮する。
- IFRS第16号の用語を、公的部門向けに変更して利用する。（アジェンダ12.2.1の付録B）

(4) 主な決定事項（第2フェーズ関連）

- RFIの構成として、アジェンダ12.2.2の付録Aの構成案を採用する。ただし、「RFIの目的」に「リース以外の種類の取決め」を追加する。
- RFIには、次の取決めを含める。
 - － コンセSSIONナリー・リース／CONCESSIONナリーの取決め
 - － 無償または名目的な対価によるリース
 - － リースタイプの条項を含む契約
 - － 福祉住宅の賃貸契約
 - － リース契約を伴う／伴わない共有不動産
 - － アクセス権
- RFIの質問は、自由回答形式を基本とする。

5. 測定関連の各プロジェクトに共通する論点（6月会議 アジェンダ5）

(1) 測定プロジェクトの説明

現行のIPSASの基準書は、2000年から順次公表されてきたこと、及びIFRSをベースとする基準書と公的部門特有の論点を扱う基準書が混在していることから、測定に関するセクションの有無や、記載内容が必ずしも一貫していない。また、2014年にIPSASBの概念フレームワーク⁵が公表されているが、測定を扱う第7章の内容は個別の基準書には未反映であるため、基準書全体を通じての測定ガイダンスの一貫性の確保と、基準書と概念フレームワークの間で整合性の確保が必要となっている。

IPSASBの測定プロジェクトは、上記を解決するために以下の三つの目的を掲げ、2017年3月会議から開始された。

- (a) 当初認識、事後測定及び測定関連の開示について、IPSASの現行規定を改訂する。
- (b) 再調達コストと履行コストの二つの測定基礎、並びにこれらの測定基礎を使用する状況について、詳細な適用ガイダンスを示す。
- (c) 取引コストを扱う。借入コストの資産計上又は費用化の固有論点も扱う。

⁴ Request for Information

⁵ 解説記事あり。[IPSASB 概念フレームワークの解説② | 日本公認会計士協会](#)

2019年4月には、コンサルテーション・ペーパー「測定」⁶を公表し、関係者の意見を募った。当該コンサルテーション・ペーパーには、新しい試みとして、関係者が最終成果物をイメージするのに役立つように公開草案の草稿が同梱されていた。

2019年12月会議から、コンサルテーション・ペーパーに寄せられたコメントの分析と、公開草案に盛り込む論点についての議論を開始している。

(2) 今回の議論

測定プロジェクトは、「概念フレームワークの限定的な見直し」プロジェクトと密接に関連している。また、IPSAS 第17号「有形固定資産」を改訂する「インフラ資産」及び「遺産」のプロジェクト、IFRS 第5号に相当する「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」のプロジェクトとも測定関連で関係している。

ボードメンバーの理解に資するため、各プロジェクトの関係性、及び概念フレームワークの限定的な見直しのプロジェクトと共通する論点について、事務局による解説と質疑が行われた。

6. 概念フレームワークの限定的な見直し（6月会議 アジェンダ6）

(1) プロジェクトの説明

IPSASB の概念フレームワークは、2014年の公表後、改訂されていない。このプロジェクトでは、概念フレームワークの第7章「測定」を、開発中の「測定」基準（本稿7を参照）と整合させるとともに、IASB が2018年に改訂した概念フレームワークとの整合性を必要な場合には確保することを目指している。

(2) 今回の会議

今回の会議では、第7章に含めるべき、「測定のヒエラルキー」及び「測定基礎」について議論した。また、現行の概念フレームワークが定めている測定基礎のうち「市場価値」「再調達価額」「使用価値」の三つは測定基礎なのか測定技法なのかを検討した。現行の概念フレームワークには含まれていない「シナジー価値」「エクイタブル価値」は測定基礎なのかも検討した。さらに、入口価値と出口価値の区別は有用かどうかも議論した。

(3) 主な決定事項

- 測定ヒエラルキーは、測定モデル、測定基礎、測定技法の3段階とする。
- 市場価値と再調達原価は、測定基礎ではなく、測定技法である。
- 歴史的な原価、公正価値、履行価値（または履行原価）、現在原価の四つは、概念フレームワークで定義する。
- エクイタブル価値及びシナジー価値は、新EDには採用しない。
- 入口価値と出口価値の区別は、概念フレームワークにおいてハイレベルで論ずることとする。

⁶ 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）コンサルテーション・ペーパー「測定」の解説 | 日本公認会計士協会](#)

測定基礎の選択は、測定目的（特に財務能力と事業能力）に結び付けるべきであり、入口価値や出口価値に結び付けるべきではない。

7. 測定（6月会議 アジェンダ7）

(1) 測定プロジェクトの説明

2019年12月までの経緯については、本稿5. (1)を参照されたい。

2020年3月の会議では、タスクフォース議長が、コンサルテーション文書に寄せられたコメントの詳細な分析を説明した。

(2) 今回の会議

今回の会議では、主に以下の4項目を議論した。

- (a) 測定関連の規定を概念フレームワーク、測定ED、個別IPSASのどこにどう配置するか
- (b) IFRS第13号「公正価値測定」に基づく公正価値の用語を、個別IPSASで維持するか又は削除するか
- (c) IPSAS第5号「借入コスト」の修正
- (d) CP「測定」で提案した公正価値、履行価値、歴史的原価、再調達価額の四つの測定基礎に関して、各国関係者のコメントにより提起された論点

(3) 主な決定事項

- (a) 測定のガイダンスの配置について、次のように決定した。

ED「概念フレームワークの限定的な見直し」	測定モデルと測定基礎に関するガイダンス
ED「測定」	測定基礎と測定技法に関するガイダンス
IPSASの基準書	測定基礎レベルのガイダンス

- (b) 「公正価値」の用語は、IFRS第13号の定義と整合させ、ED「概念フレームワークの限定的な見直し」及びED「測定」、並びにED「測定」から派生する個別の基準書（IPSAS第16号、第27号、第34号、第39号及び第41号）において使用する。ただし、IPSAS第32号「サービス委譲の取決め：委譲者」に公正価値の用語を使用することは適切ではないので、ED「測定」のガイダンスに従って修正する。IPSAS第33号「発生主義IPSASの初度適用」及びIPSAS第36号「関連法人及び共同支配法人に対する投資」においては、公正価値の用語が適切な場合もあると考えられるので、ED「測定」の影響を慎重に検討する。

8. ED 第 76 号「IPSAS 第 17 号の改訂」（6 月会議 アジェンダ 8）

(1) プロジェクトの説明

IPSASB で進行中のインフラ資産プロジェクト及び遺産プロジェクトは、主にそれらの資産の測定に焦点を当て、成果物として IPSAS 第 17 号「有形固定資産」を改訂することが想定されている。測定については、先に本稿 5、6、7 で述べた「測定」及び「概念フレームワークの限定的な見直し」のプロジェクトが進行中で、当該プロジェクトで決定した事項がインフラ資産及び遺産について進行中のプロジェクトにも反映される。

(2) 今回の会議

今回の会議では、まず事務局が次の説明と提案を行った。

- (a) 各プロジェクトの関連性の概説
- (b) ED 第 76 号（IPSAS 第 17 号の改訂）における修正提案の概説
- (c) IPSAS 第 41 号の形式を踏襲して ED 第 76 号を開発する提案

その後、インフラ資産及び遺産のプロジェクトにおける論点について議論した。

(3) 主な決定事項

ED 第 76 号（IPSAS 第 17 号「有形固定資産」の改訂）にて追加するインフラ資産及び遺産のガイダンスは、IPSAS 第 41 号「金融商品」の形式を踏襲するべきであると決定した。

9. インフラ資産（6 月会議 アジェンダ 9）

(1) プロジェクトの説明

インフラ資産のプロジェクトは、IPSAS 第 17 号「有形固定資産」をインフラ資産に適用する際に、財務諸表の作成者が抱える問題点を研究・識別することを目的としている。研究成果に基づき、インフラ資産の会計についてガイダンスを追加することを目指す。

2017 年 9 月にプロジェクト概要書を承認した後、測定プロジェクトの進展を待つためにしばらく休止となっていた。2019 年 6 月にプロジェクト概要書の修正版を承認し、公開草案の開発に向けて論点の検討を進めている。

2020 年 3 月の会議では、インフラ資産は有形固定資産の内訳項目であると決定した。また、何が他の資産と異なる特徴なのかを検討したが結論には至らず、他の論点を分析した後にまた検討することとなった。減価償却、予備部品、撤去コストの論点も検討した。

(2) 今回の会議

今回の会議では、事務局がインフラ資産及び遺産の論点の全体像を説明した後、それらの特徴、及び関連ガイダンスの配置について議論した。

① 遺産資産の特徴

ED 第 76 号「IPSAS 第 17 号の改訂」に記載する遺産資産の特徴は、「制約(restrictions)」、「移動不可(irreplaceable)」及び「長期（ときには無期限）の耐用年数」であると決定した。これらの特徴は、有形固定資産と遺産資産を区別するものであり、現行 IPSAS 第 17 号の原則の適用時の複雑性を表していると考えた。

② インフラ資産の特徴

ED 第 76 号に記載するインフラ資産の特徴は、「ネットワーク又はシステム」及び「長期の耐用年数」であると決定した。これらの特徴は、有形固定資産と遺産資産を区別するものであり、現行 IPSAS 第 17 号の原則の適用時の複雑性を表していると考えた。

③ インフラ資産及び遺産資産に関するガイダンスの配置

インフラ資産及び遺産資産の特徴についてのガイダンスは、ED 第 76 号の適用指針（AG セクション）に配置することを決定した。

10. 遺産（6 月会議 アジェンダ 10）

(1) プロジェクトの説明

遺産のプロジェクトは、遺産資産についてのガイダンスを定めることを目的としている。中間成果物としてコンサルテーション・ペーパー（CP）を公表し、IPSAS 第 17 号「有形固定資産」を改訂する公開草案を開発する予定である。また、推奨実務ガイドラインを開発する可能性もある。

2015 年 6 月にプロジェクト概要書を承認した後、2017 年 4 月にコンサルテーション・ペーパー「遺産に関する公的部門の財務報告」⁷を公表した。同年 12 月に寄せられたコメントの簡単な分析を紹介した後、測定プロジェクトの進展を待つためにしばらく休止となっていた。2019 年 3 月にプロジェクトが再開され、公開草案の開発に向けて論点の検討を進めている。

2020 年 3 月の会議では、遺産資産の存在、減価償却及び減損に係るガイダンスについて議論し、有形固定資産の定義を満たす遺産項目は、IPSAS 第 17 号の認識規準を満たしたときに資産に認識すべきであること、減価償却や減損の対象となること等を決定した。

(2) 今回の会議

今回の会議では、遺産資産を IPSAS 第 17 号の範囲から除外している規定の削除、資産の支配に関するインフラ資産と遺産資産の共通論点について議論した。

① IPSAS 第 17 号 遺産に関する範囲除外規定の削除

IPSAS 第 17 号を修正し、遺産資産を範囲から除外しているパラグラフを削除する。また、有形固定資産に含まれる資産を例示している第 5 項を修正し、AG セクションに移動する。

⁷ 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）コンサルテーション・ペーパー「遺産に関する公的部門の財務報告」の解説 | 日本公認会計士協会](#)

② インフラ資産と遺産資産の共通論点

事務局が提案した「主体が支配する」の用語を IPSAS 第 17 号本文の有形固定資産の定義に加える件は却下。その代わりに AG と BC に、支配に関するガイダンスを追記する。

11. 売却目的で保有する非流動資産（6 月会議 アジェンダ 11）

(1) プロジェクトの説明

本プロジェクトは、IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に相当する IPSAS を開発することを目的としている。

(2) 今回の会議

今回の会議では、プロジェクト概要書を承認した。また、透明性と説明責任を向上させるために、売却目的で保有する資産として分類した資産の公正価値について、公的部門特有の開示を追加することを決定した。

12. 公的部門特有の金融商品（7 月会議 アジェンダ 1）

(1) プロジェクトの説明

本プロジェクトは、中央銀行が扱う公的部門特有の金融商品についてガイダンスを開発することを目的としている。

IPSASB は、金融商品基準を 3 段階で開発・更新している。1 回目は IPSAS 第 15 号（2001 年）、2 回目は IPSAS 第 28 号から第 30 号（2010 年）、3 回目は IPSAS 第 41 号（2018 年）である。2 回目の開発の際に、公的部門特有の金融商品がいくつか識別され、それを検討するプロジェクトが発足した。

2016 年 7 月にコンサルテーション・ペーパー「公的部門特有の金融商品」が公表された。当該文書は通貨、貨幣用金、IMF 出資金、IMF 特別引出権（SDR）の四つの商品を扱っていた。

その後、IPSAS 第 41 号の開発を待つためにプロジェクトは休止となり、2018 年 3 月から再開された。コンサルテーション・ペーパーに寄せられたコメントを元に議論を進め、2019 年 8 月に公開草案第 69 号「公的部門特有の金融商品：IPSAS 第 41 号「金融商品」の修正」が公表された。

(2) 今回の会議

プロジェクトの概要説明と、公開草案第 69 号に寄せられたコメントの分析、事務局による個々のコメントへの対応方針案が説明され、承認された。

13. 公開草案第 78 号「有形固定資産」(7 月会議 アジェンダ 2)

(1) プロジェクトの説明

遺産、インフラ資産、測定 of 各プロジェクトから生じる IPSAS 第 17 号「有形固定資産」の修正をまとめて検討する。

(2) 今回の会議

事務局が、関連するプロジェクトの概要説明、ED 第 78 号 (IPSAS 第 17 号の改訂) 草稿の変更点の説明、インフラ資産の上下の土地の支配の論点説明、遺産項目の減価償却の論点説明を行った。

(3) 主な決定事項

- インフラ資産は様々な資産やコンポーネントから構成される「ネットワーク又はシステム」であるため、インフラ資産の上下の土地の支配について、追加のガイダンスが必要である。ガイダンスの追加により、どの報告主体が上下の土地を含むインフラ資産を支配しているのか、を会計上決定することの難しさが緩和されるはずである。
- 強制力のある支配の原則の記述を補完するために、強制力のない BC、IG、IE の形式による、支配のガイダンスを開発すべき。
- インフラ資産の上下の土地の支配に関する IG 及び IE のガイダンス案は適切。
- ED 第 78 号の本文、適用指針 (AG) 及び BC の修正文案は適切。ただし、事務局に指示した事項の修正を前提とする。
- 耐用年数について、「期限のある (finite)」及び「無期限 (indefinite)」の用語を、ED 第 78 号で使用する。
- 土地を除く有形固定資産は、期限のある耐用年数を持つという「反証可能な推定」は、ED 第 78 号に含めるべき。

以 上